

地域発「せいよ地域づくり」事業実施要領

平成 23 年 3 月 28 日

西予市告示第 39 号

(目的)

第 1 条 この告示は、西予市における地域への分権化として、地域住民の主体性を重視した地域主権の概念を取り入れ、『自分たちの地域を、自分たちの手で』を基本理念とする、自主・自立に向けた地域の取り組みにより、暮らしやすく個性豊かで活力に満ちた地域づくりを推進することを目的とする。

(事業内容)

第 2 条 市長は、地域が地域の課題解決や次世代に繋ぐための公益事業を実施する場合に、交付金等による地域支援を行うものとする。

(実施主体)

第 3 条 事業の実施主体は、別表に掲げる地域において、住民が主体となって地域づくり活動を行う組織（以下「地域づくり組織」という。）とし、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

- (1) 代表者が、区長、組長その他の地域組織の代表と兼務していないこと。
- (2) 複数年に渡り安定した地域づくり活動に取り組むことができるものと認められる組織体制が整備されていること。

(設立の届出)

第 4 条 前条に規定する地域づくり組織を設立した場合は、地域づくり組織設置届出書（様式第 1 号）に関係書類を添えて、市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、地域づくり組織として認可するものとする。

3 前項の規定により地域づくり組織として認可された実施主体は、届出の内容に変更があった場合は、地域づくり組織変更届出書（様式第 2 号）により、市長に届け出るものとする。

(地域づくり計画の策定)

第 5 条 実施主体は、地域づくり計画を策定したときは、地域づくり計画策定届（様式第 3 号）に関係書類を添えて、速やかに市長へ届け出るものとする。

2 実施主体は、地域づくり計画に変更があった場合は、前項の例により市長へ届け出るものとする。

(事業の実施)

第 6 条 実施主体は、前条の規定による地域づくり計画に基づき、事業を実施するものとし、事業実施期間は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間とす

る。

(市の地域支援)

第7条 市長は、地域づくり活動の活性化を図り、事業の円滑な運営を促進するため、実施主体に対し、地域担当職員の配置、専門的知識を有する地域づくりアドバイザーの派遣等、必要な支援を行う。

2 市長は、前条の規定により地域づくり組織が実施した事業に対し、交付対象となる経費について次に掲げる交付金を交付する。

(1) 地域づくり基礎型交付金

(2) 地域づくり手上げ型交付金

3 前項の交付金の額及び手続きに関し必要な事項は、市長が別に定める。

(地域づくり円卓会議)

第8条 市長は、地域づくり組織との意思疎通を図り、地域と行政との協働を推進するため、必要に応じて地域づくり円卓会議を開催することができる。

2 地域づくり円卓会議の開催に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(事業の確認)

第9条 市長は、実施した事業の実績を書類及び現地調査等によって確認する。

(事業実績の公表)

第10条 市長は、前条の規定により確認された事業の実績をとりまとめ、市民に公表するものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則([平成 25 年西予市告示第 14 号](#))

この告示は、公布の日から施行する。

附 則([平成 27 年西予市告示第 22 号](#))

この告示は、公布の日から施行する。

附 則([平成 27 年西予市告示第 59 号](#))

この告示は、公布の日から施行する。

附 則([平成 28 年西予市告示第 16 号](#))

(施行期日)

1 この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則の改正規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 地域発「せいよ地域づくり」事業の実施に関して必要な準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この告示の施行の日前において既に設立の届出がなされている地域づくり組織は、この告示の相当規定により届出がなされたものとみなす。

附 則([令和 5 年西予市告示第 105 号](#))

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則([令和 6 年西予市告示第 174 号](#))

この告示は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

別表(第3条関係)

	地域	旧町区分	地域に含まれる行政区等	その他
1	俵津	明浜町	俵津1区から9区のすべて	
2	狩江		渡江、門之脇、大狩浜、浜組、上組、南組	
3	高山・宮野浦		高山1区から6区のすべて、宮野浦1区から3区のすべて	
4	田之浜		田之浜1区から4区のすべて	
5	多田	宇和町	久保、信里、東多田、瀬戸、河内、伊延東、伊延西、岡山	
6	中川		加茂、大江、真土東、真土西、田苗、杓所、清沢上、清沢下、坂戸	
7	石城		小原、岩木、郷内、西山田、山田、仁土	
8	宇和		卯之町1区から16区のすべて、鬼窪1区から9区のすべて、郷団地、伊賀上1区から7区のすべて、神領、久枝1区から3区のすべて、野田、小野田、永長、れんげ団地、上松葉、下松葉、松葉団地、若宮団地、ひまわり団地、みどり団地	
9	田之筋		明石、新城、常定寺、窪、平野、伊崎、田野中、さくら団地	
10	下宇和		稲生上、稲生下、皆田日之地、皆田岡組、皆田下組、下川上組、下川中組、下川下組	
11	明間		明間上成、明間岡山、明間昭和、明間中組、明間四道、明間倉谷、明間板ヶ谷	
12	野村	野村町	椎の木、上野、山本、岡、中村、荒瀬、深山、芒原、木落、太田、中屋敷、新町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、中央、法正、公園	

			団地、愛宕、岩村、馬地、片川、次の川、古市、石久保、下氏宮、上氏宮、竹の内、三島町、伊勢井谷、双津野、久保谷、峰、あけぼの団地、権現、緑ヶ丘	
13	溪筋		白髭奥組、白髭中間、白髭中組、白髭白岩、松溪上組、松溪上中、松溪下中、松溪下組、鳥鹿野、旭上組、旭下組、長谷、蔭の地、日の地、古谷、四郎谷中、四郎谷上、河西、出合	
14	中筋		滝山、大成、頭王、保堂、更生、小滝、舟坂、金集、杉山、榎、成城、柿木、岡、成穂、惣財久、平野上、沖成、学校班、平治、手都合、蔵良本村	
15	大和田		下野、大暮、阿下、前石、釜川上組、宮本、旭、植木、岡成、道野々、中野、中通川、大西、鎌田、栗木川平、栗木本村、西	
16	横林		奈良野、大成、堂野窪、松尾、河成、大領地、坂石、高丸、長谷、汗嵐	
17	惣川		協和、大窪、台、知野、龍徳、千代田、中久保、稲谷、天神、奈良野、藤之内、三島、平野、宮之成、都、榎木、川久保、色納、松ノ久保、大和、大久保、寺組	
18	大野ヶ原		小松、寺山	
19	遊子川	城川町	日浦、平岩、泉川、上川、下遊子、南平、重谷、泉田、竜泉、上影、下蔭	
20	土居		呉野々、新開、宮田、中町、田中、つづら、伏越、東古市、西古市、中	

			津川、窪川、中野川、三上、寺野、程野、男地、河内、片平、串屋、下里、川後岩	
21	高川		池野々、菊之谷、太郎原、六十、本村、杖野々、下、成、今井、安尾、程野	
22	魚成		杭、本村、吉之沢、辰之口、岩本、中津川、蔭之地、川向、町中、古市、今田、成穂、下相上、下相下、田穂西、田穂東、男河内上、男河内下	
23	三瓶	三瓶町	1 区から 8 区のすべて、和泉、嶋山	
24	二木生		垣生、二及、長早	
25	周木		周木	
26	蔵貫		有太刀、蔵貫浦、蔵貫、皆江	
27	下泊		下泊	

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

西予市長

様

地域づくり組織名

代表者氏名

印

地域づくり組織設置届出書

地域発「せいよ地域づくり」事業実施要領第 4 条第 1 項の規定により、規約及び必要書類を添付し届け出ます。

添付書類

- （１）規約
- （２）組織体制図
- （３）会長等役員名簿
- （４）総会資料
- （５）その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 4 条関係）

年 月 日

西予市長 様

地域づくり組織名

代表者氏名

印

地域づくり組織変更届出書

地域発「せいよ地域づくり」事業実施要領第 4 条第 3 項の規定により、下記のとおり変更が生じたので、必要書類を添付し届け出ます。

記

変更の内容

変更の理由

- 添付書類
- （１）規約
 - （２）組織体制図
 - （３）会長等役員名簿
 - （４）総会資料
 - （５）その他市長が必要と認める書類

様式第 3 号（第 5 条関係）

年 月 日

西予市長

様

地域づくり組織名

代表者氏名

印

地域づくり計画策定届

地域発「せいよ地域づくり」事業実施要領第 5 条の規定により、（新規・変更）地域づくり計画を策定したので届け出ます。

- 添付書類
- （１）地域づくり計画書（新規・変更）
 - （２）その他市長が必要と認める書類